

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号,平成25年(ワ)第516号,  
平成26年(ワ)第328号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面 (52)

2015年 10月 15日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫

弁護士 東 俊 一

弁護士 高 田 義 之

弁護士 今 川 正 章

弁護士 中 川 創 太

弁護士 中 尾 英 二

弁護士 谷 脇 和 仁

弁護士 山 口 剛 史

弁護士 定 者 吉 人

弁護士 足 立 修 一

弁護士 端 野 真

弁護士 橋 本 貴 司

弁護士 山 本 尚 吾

弁護士 高 丸 雄 介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

訴訟復代理人

弁護士 内 山 成 樹

弁護士 只 野 靖

原告らは、下記の通り、原告らの主張を補充する。

記

第1 「許容限度を超える放射線被曝（等）をもたらす原発事故」について

1 原告らは、2015年8月24日付け準備書面「原告らの主張の要約書面」18頁以下において、「許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故が発生する具体的可能性が万が一でもある場合には、人格権に基づいて原発の運転差止が認められるべきである。」と主張しているが、以下において、「許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故」について、原告らの主張を補充する。

2 原告らの主張する「許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故」とは、年間1ミリシーベルト(mSv)以上の放射線被曝やその危険をもたらす原発事故のことである。(ICRPの2007年勧告では、1年間の被曝限度となる放射線量を平常時は1mSvと定めており、我が国もこれを採用してきたし、原子炉等規制法第43条の3の2第1項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年12月28日通商産業省令第77号)第2条第6号、第78条第3号、同規則の規定に基づき線量当量限度等を定める告示(平成13年3月21日経済産業省告示第187号)第3条第1項第1号により、周辺監視区域(管理区域の周辺区域であって、人の居住が禁止され、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りが制限される区域)の外側において、実効線量が年間1mSvを超えないことを求めていた。)

3 INESは、国際原子力事象評価尺度として、レベル0～7の8段階に分類しており、レベル1～3が「異常(な)事象」、レベル4～7が「事故」と分類され、レベル1が「逸脱」とされた上、「法令による限度を超えた公衆の過大被曝」とされている(甲259, 260)ので、INESのレベル1以上が「許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故」となる。

チェルノブイリ原発事故と福島第一原発事故はいずれもレベル7、スリーマイルアイランド事故はレベル5と分類されているので、いずれも、「許容限度を超え

る放射線被曝等をもたらす原発事故」である。

4 訴状別紙表3記載の事故は、日常的に発生している原発事故を記載したものであるが、その内、美浜の(番号31)1991年2月9日の2号機蒸気発生器細管のギロチン破断がレベル2の異常事象とされ、(番号64)2004年8月9日の3号機配管破裂・蒸気噴出事故(5人死亡、6人重火傷)がレベル1の逸脱とされている。

5 過酷事故(シビアアクシデント severe accident)は、「あらかじめ想定していた「設計基準事象」を大きく超える事象であり、設備の故障や人的錯誤といった複数原因により、原子炉の中の核燃料の冷却や制御が不可能となり、炉心が重大な損傷を受けるような事象を指す。」とされており、当然のことながら、「許容限度を超える放射線被曝等をもたらす原発事故」である。

6 原告らは、2015年8月24日付け準備書面「原告らの主張の要約書面」20頁等において、「放射線被曝等」と「放射線被曝」という表現を用いてきたが、「等」の有無を使い分けているものではなく、同趣旨である。

原告らの主張する人格権の内容は、生命、身体、健康の安全及び日常生活基盤の維持であり、万が一にも原発事故により許容限度を超える放射線被曝を受けることがなく、また、放射線被曝の危険に晒され避難等を余儀なくされることによって日常生活の基盤や地域社会が喪失することがないことである。

7 許容限度を超える放射線被曝は、原子力規制委員会が想定した「大破断 LOCA +SB0+全 ECCS 喪失」事故の他、佐藤意見書(甲第157号証)xxv頁記載の「ナイトメア・シナリオ」、同19～21頁記載の「PWR プラントの過酷事故」、同22～27頁記載の「サリー原子力発電所の過酷事故進展シナリオ」、同28～36頁記載の「伊方3号機の事故進展」、同58～59頁記載の「地震による併発、誘発」等の様々な事故が発生する危険があり、その場合、「許容限度を超える放射線被曝等」を避けられない。

## 第2 深層防護の各層の不備について

### 1 深層防護の各層の目的と手段について

原告らの主張する深層防護の各防護レベルの目的は、第1層が「異常運転や故障の防止」、第2層が「異常運転の制御及び故障の検知」、第3層が「設計上想定される事故制御」、第4層が「過酷事故の拡大防止及び影響緩和」、第5層が「放射性物質の放出の影響緩和」というものである。

また、深層防護の各防護レベルの目的達成に不可欠な手段は、第1層が「安全重視設計と質の高い建設・運転」、第2層が「設備の監視、制御、保護のシステム」、第3層が「工学的安全設備と事故対応手順」、第4層が「原発施設内の補完的手段と事故管理」、第5層が「原発施設外の緊急事対応」というものである。

2 一般には、「第3層までの対策の不備」とは、過酷事故を含む前記第1記載の「許容限度を超える放射線被曝（等）をもたらす原発事故」の発生を基礎付ける不備であり、「第4層、第5層の対策の不備」とは、過酷事故を含む前記第1記載の「許容限度を超える放射線被曝（等）をもたらす原発事故」が発生してしまった場合の対策の不備である。

しかし、例えば、コアキャッチャーや二重格納容器は、炉心溶融に至る過酷事故が発生した場合の被害緩和対策として第4層に位置付けることができるが、他方で、第1層は、目的達成の不可欠な手段として安全重視の設計を掲げており、コアキャッチャーや二重格納容器の設置を義務づけることが、第1層の設計要件として本来冗長性が備えられるべき安全設備における設計上のアップグレードとみなせば、コアキャッチャーや二重格納容器の設備を欠くことは第1層の不備と位置付けることも可能である。

このように、特定の設備ないし対策を欠くことが、第1層から第5層までの特定の一つの層の対策の不備と分類できない場合もある。

3 原告らは、従前の原告らの要約書面等において、原子力発電所が安全に運転されるためには、深層防護における第1層から第5層まで、すべての対策を講じる

ことが不可欠の要件であり、いずれか1つの対策に不備があったとしても差し止めが認められるべきである旨を主張してきた。

これに対し、被告は、平成27年8月26日付「被告の主張について(第1～第5)」において、「原告らは、IAEAによる深層防護の考え方における第4層及び第5層の対策の不備が差し止め請求権を成立させると主張するが、…人格権に基づく差し止め請求権が成立するか否かの観点からは、第4層及び第5層における安全確保対策が必要となる(すなわち第3層までの対策が機能を失う)具体的可能性がなければ、『第4層及び第5層の対策の不備が、いずれも周辺住民の生命・身体の安全に直結する』とはいえない。」等と主張している。

しかし、この被告の主張は、被告独自のダブルスタンダードの不合理極まりない主張でしかないことについては、原告ら準備書面54において詳述したとおりである。

4 原告らは、原告ら要約書面の第7以下において地震等の危険性について主張している。

地震と津波によって発生した福島第一原発事故においては、原子力発電所の第1層から第3層の不備が明らかになっただけでなく、非常用電源も喪失するなどして第4層のシビアアクシデント対策も機能せず、第5層の住民の避難にも問題を生じ、双葉病院等で避難途中で多数の死亡者を発生させた。福島第一原発事故は、地震や津波等の自然現象を共通原因とする原発事故では、第1層から第5層までのすべての対策を万全に講じておかなければならないことを教訓として示しているものである。

要点項目第7項以下で記載した地震の危険性や、第8項以下の津波、地すべり、深層崩壊、液状化による危険性は、第1層から第5層までのすべての対策の有効性に影響を与えるものであり、特定の層の対策のみによって危険性を除去できるものではない。したがって、地震、津波等の危険性について、どれか特定の層のみに影響を与える危険性であるとして区別して主張することはもともと不可能で

あり，またそのような区別をすべきではない。

以上